

## 地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日および令和元年10月1日より消費税率が引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和5年度河内町一般会計予算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途については、以下のとおりです。

・地方消費税交付金（社会保障財源化分）

98,090 千円

(単位：千円)

区分	事業名	事業費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国 県 支出金	その他		うち地方消費税交付金の社会保障財源化分
社会保険	国民健康保険	74,157	41,749	0	32,408	6,257
	介護保険	457,952	390,392	0	67,560	13,044
	後期高齢者医療	211,824	26,068	0	185,756	35,863
社会福祉	児童福祉	208,491	92,473	8,035	107,983	20,848
	老人福祉	9,581	0	0	9,581	1,850
	障害者福祉	12,761	9,969	0	2,792	539
	医療福祉	58,756	23,527	0	35,229	6,802
保健衛生	保健総務	7,729	0	0	7,729	1,492
	母子健康指導	4,874	150	0	4,724	912
	疾病予防	44,852	0	0	44,852	8,659
	健康づくり	9,446	0	0	9,446	1,824
合計		1,100,423	584,328	8,035	508,060	98,090

※事務費及び人件費は事業費から除外しています。